

一般社団法人 三重県ドローン協会 会員規約

第1条 総則

この規約は、一般社団法人三重県ドローン協会（以下「本会」という）の定款にもとづき、会員に関する事項を規定する。

第2条 会員

本規約で会員とは、無人航空機（通称ドローン）の民生分野における積極的な利活用を推進する熱意を持ち、本会の目的およびその事業に賛同し、本規約を承認し、入会を申し込んだもののうち、本会が入会を認めた者をいう。

第3条 会員の種別

1. 会員は、「一般会員」、「ビジネス会員」、「法人会員」、「賛助会員」、「公共会員」に区分する。
2. 一般会員は、本会の目的に賛同して入会し、入会金及び年会費を納入した者とする。
3. ビジネス会員は、本会の目的に賛同して入会し、入会金及び年会費を納入した者とする。
4. 法人会員は、本会の目的に賛同して入会した法人（団体）とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
5. 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会した法人（団体）とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
6. 公共会員とは、本会の目的に賛同して入会した公益団体、学校、自治体、政府機関とする。

第4条 会員サービス

1. 会員は、本会が主催する講習会参加費の割引を受けることができる。
2. 会員は、本会認定パイロット試験の受講資格を得ることができる。
3. ビジネス会員は、飛行禁止区域での飛行許可申請手続きのアドバイスを受けることができる。
4. ビジネス会員は、本会より撮影等業務委託を受けることができる。
5. 法人会員は、1法人につき3名まで会員サービスを受ける事ができる。

第5条 会員の入会申込み

1. 本会への入会申込みは、本会所定の方法に従って行います。
2. 会員は入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものと看做します。
3. 本会への入会申込みは、当協会に入会申込書が到着した時点で、申込みを受付けたものとしします。

第6条 会員の入会承認の手続

1. 入会申込み受付け後、理事会の承認および入会金・会費の入金の確認をもって会員となることができます。
2. 理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。
 - (1) 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合
 - (2) 過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
 - (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
 - (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき
 - (5) その他、会員とすることを不相当と判断した場合

第7条 会費および支払方法

1. 会員は、別途定める入会金・会費を本会所定の方法にて支払うものとしします。本会は、一旦支払いを受けた入会金・会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行いません。
2. 本会は、会員への事前の告知をもって、入会金・会費を変更することができるものとしします。
3. 会員は、本会の提供するサービスの利用にあたり、入会金・会費のほかに別途参加費用が必要となった場合は、これを支払うものとしします。
4. 入会金・会費および参加費用は前納で支払うものとしします。

第8条 会員の義務

会員は本会から航空法等で定められている飛行禁止条件での飛行をしたと判断され、本会から問い合わせを受けた場合、国土交通省から発行された「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」に記載されている承認・許可番号を本会に開示するものとする。

第9条 退会

1. 会員は本会が定める所定の方法にて届け出ることにより、任意にいつでも退会できることとする。
2. 退会後に再度会員になる際には、第6条に規定する入会申し込みの手続きを行うことが必要となります。

第10条 除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本会は当該会員の資格を一時停止または除名することができるものとする。

- (1) 虚偽の事項を登録したことが判明した場合。
- (2) 本規約またはその他の規則に違反した場合。
- (3) 当法人の名誉を著しく傷つけたと本会が判断した場合。
- (4) 成年被後見人または被保佐人になった場合。
- (5) 死亡、もしくは失踪宣告を受けた場合。
- (6) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかった場合。
- (7) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力これらに準じるもの）に該当する、または資金提供その他の方法により反社会的勢力等に協力、または関与していると本会が判断する場合
- (8) その他本会が会員として不相当と判断した場合。

第11条 会員資格の喪失

1. 会員は前2条による場合、その資格を喪失する。
2. 本会は前項に該当する会員に対して、すでに受領した入会金・会費や参加費用等の金銭の払い戻しは行わない。
3. 第1項に該当する会員が当該時点で発生している会費その他の債務等、本会に対して負担する債務は会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。
4. 会員が第1項に該当することで、本会が損害を被った場合、本会は会員に対して損害賠償を請求することができる。

第12条 権利帰属

1. 本会が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて本会に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできない。
2. 会員は、本会の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等本会から提供され

るあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできない。

3. 前2項は会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

第13条 会員情報

1. 本会は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報(以下、「会員情報」といいます)を適正に管理することに努めます。
2. 本会の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、本会は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させ、必要に応じて必要な会員情報を提供することができるものとします。
3. 本会は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 警察等に情報の提供を求められた場合
 - (3) 本人の同意がある場合
 - (4) 法令により要請され、かつ、本会が開示を妥当だと判断した場合
 - (5) 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
 - (6) 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

第14条 譲渡禁止等

会員は、会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与しまたは担保に供する等の行為はできません。

第15条 会員に対する通知等

会員に対する通知または書面の送達は、次の方法による。

- (1) 当法人のホームページ、Facebook ページ。
- (2) 会員名簿に記載された会員のメールアドレスまたは住所地。

第16条 届け出事項の変更

1. 会員は、本会に届け出た内容に変更が生じた場合は、遅滞なく本会の所定の方法により届け出ることとする。
2. 前項の届け出が無いために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。

す。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

第17条 規約の変更

1. 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。
2. 本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

第18条 準拠法

本規約は、日本法に準拠する。

以上

附則 この会員規約は、平成28年8月1日から施行する。